

株 主 各 位

東京都港区芝三丁目1番14号
日本生命赤羽橋ビル
株式会社 ウェザーニューズ
代表取締役 石 橋 博 良

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成18年8月19日（土曜日）までに着きますようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年8月20日（日曜日）午前10時
2. 場 所 千葉市美浜区中瀬2丁目1番地
幕張メッセ 国際会議場 コンベンションホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第20期（自平成17年6月1日至平成18年5月31日）事業報告、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期（自平成17年6月1日至平成18年5月31日）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

1. 開場時刻は、午前9時とさせていただきます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。代理人により議決権を行使される場合は、議決権を行使することができる他の株主1名を代理人とし、同代理人は、本人の議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出ください。
3. 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://weathernews.com/>) に掲載させていただきます。

事業報告

(自 平成17年6月1日
至 平成18年5月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

事業の状況

当社グループの基本コンセプトは、気象に関するあらゆるコンテンツを、自らが主体的に、官営サービスに依存することなく提供する「フルサービス・ウェザーカンパニー」となることです。そして、世界最強・最大の「気象コンテンツ・メーカー」として、全世界65億人の一人ひとりとともに、最良の気象系コンテンツサービスを創造・提供し、気象コンテンツ業界のフロントランナーとして独創的に新たな市場を創造することで、「サポーター価値創造」と「企業価値の最大化」を実現することをミッションとしています。

当期（第20期）は、グローバルに企業、個人向けの気象コンテンツを提供するための事業モデルの基盤づくりに一定のめどをつけた初年度の外形結果として売上11,134百万円（前期比5.6%増）と着実に増加しました。営業利益は296百万円で前期比338百万円増、経常利益は282百万円で、前期比380百万円増となりました。当期純損益は、特別損失などがあったものの247百万円増加し、224百万の当期純損失（前連結会計年度471百万円の純損失）となりました。次期（第21期）は、この基盤をもとにさらに発展させ、中長期的に目指すゴールに向かってスピードアップする期として位置づけています。

当期の具体的な事業活動は、以下のとおりであります。

トールゲート型ビジネスへの継続、集中

当社グループでは、これまで以上に独創的で、価値の高い気象コンテンツサービスを継続的に提供する（トールゲート型ビジネス）をつくりだすことに全社をあげて取り組んできました。前期（第19期）には、中長期的な経営判断としてトールゲート型ビジネスに明確に結びつかないシステムインテグレーション的案件など（SI）を選別受注しSI売上は大幅減少しましたが、当期（第20期）はそれをさらに進め、ほぼすべての事業がトールゲート型ビジネスとなり事業形態がさらにはっきりしてきました。

また、前期はトールゲート型ビジネスで展開する専門市場は15でしたが、当期は一挙にそれを30に広げ、さらに幅広い市場で気象コンテンツサービスの横掘り（サービスの拡張）、深掘り（サービスの深化）ができる体制を整えました。

その結果、売上高では11,134百万円（前期比5.6%増）とSIの撤廃による減少を補い、トールゲート型ビジネスを伸ばすことができました。

グローバルビジネスモデルを本格的軌道へ

当社グループは、S&S（サービス&サポート）部門はグローバルセンターに集約（一元管理）しながら、各国のSSB（Strategic Sales Base：戦略的販売拠点（面））がそれぞれの市場ニーズに合わせて価値創造を発掘しつつコンテンツ販売を行っていくWNIグローバルビジネスモデルを目指してまいりました。当期は、グローバルビジネスモデルを継続的にさらに強化・発展させることに注力しまし

た。

S&S部門では、幕張新都心（千葉県）のグローバルセンターと米国オクラホマ州の「オクラホマサブセンター」が独自数値予測モデル（OWN）の開発など、より強力にグローバルへのサービス体制を強化しました。

また、予報、データベース構築・管理、コンテンツの配信など10のグローバルサービスインフラ（GSI）をグローバルセンターの機能として立ち上げ、グローバル市場での販売、運営を効率的に行えるようにしました。

販売面については、第17期より進めてきた第1次グローバル展開（米国、欧州、アジアの販売拠面拡大整備）の体制の整備・強化をしました。日本においては、当期より販売とサービスサポート機能を明確にするため、販売部門を会社分割して、子会社である株式会社ダブリュエックス二十四に承継しました。

米国では、販売を面的に拡大するためにニューヨーク、シカゴ、アトランタの3つの拠点を開設しました。また、欧州ではローマ、コペンハーゲン、デュッセルドルフの拠点を新設し、各地域における販売体制の強化を集中的に実行いたしました。

BtoS（個人向け）市場におけるビジネスの本格的展開

当社グループは、「65億人への気象コンテンツサービスの提供」を目標にかかげ、MOBILEやインターネット、ケーブルテレビ、さらにCSデジタル放送、BSデジタル・データ放送による自社企画制作コンテンツの提供を通じて、BtoS市場におけるコンテンツサービスを立上げること注力してまいりました。

結果として、BtoS市場売上は有料会員150万人を突破したMOBILEを中心に2,116百万円、前期比17.8%と増加しました。

また、当期初より、インターネットサイト「ウェザーニュース」を従来の発想とは異なる、気象を専門とするサイトとしてリニューアルオープンしました。次期（第21期）は、MOBILEとインターネットサービスを融合した新しい試みに挑戦します。

当連結会計年度における当社グループの市場別営業の状況は、次のとおりです。

〔サービス別売上高内訳〕

市場区分	前連結会計年度	当連結会計年度	増 減 率
	（自 平成16年 6月1日 至 平成17年 5月31日）	（自 平成17年 6月1日 至 平成18年 5月31日）	
	百万円	百万円	%
BtoS市場	1,797	2,116	17.8
BtoB市場	8,741	9,017	3.2
合 計	10,539	11,134	5.6

設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は、585百万円（前期比39.6%減）となりました。

当期設備投資額の主な内容といたしましては、コンピューターおよびその周辺機器等設備投資233百万円、通信・放送機器関連設備投資236百万円などです。

資金調達の状況

当連結会計年度における企業集団の資金調達状況につきましては、以下のとおりです。

金融機関からの長期借入金

借入額	790百万円
返済額	848百万円

社債

発行額	500百万円
-----	--------

事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得の状況

該当事項はございません。

吸収合併又は吸収分割による他の会社の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

対処すべき課題

当社グループの基本コンセプトは、気象に関するあらゆるコンテンツを、自らが主体的に官営サービスに依存することなく提供する「フルサービス・ウェザーカンパニー」となることです。そして、私どもが実現すべきミッションは以下の4つであると捉えております。

- <1> 世界最強・最大の「気象コンテンツ・メーカー」となること。
- <2> 全世界 65 億人の一人ひとりとともに、最良の気象系コンテンツサービスを創造・提供してゆくこと。

- <3> 気象コンテンツ市場のフロントランナーとして、独創的に新たな市場を創造しながら、「サポーター価値創造」と企業価値の最大化を実現すること。
- <4> 世界初の気象情報交信台「WITHステーション」の立ち上げ。

当期（第20期）は、グローバルに企業、個人向けの気象コンテンツを提供するための事業モデルの基盤づくりに一定のめどをつけた初年度として着実に売上、利益ともに増加しました。次期（第21期）は、この基盤をもとにさらに発展させ、中長期的に目指すゴールに向かってスピードアップする期として位置づけています。今後もサービス分野とサービス地域の両面で、お客様に真に価値ある、次元の高い気象サービスを実現するために、引き続き取り組むべき重点課題について以下に述べます。

「スター型ビジネスモデル」（個人向けサービス）の推進

a. 「スター型ビジネスモデル」の本格展開

これまで培った企業向けサービスの知識、技術、経験を生かしながら、さながら無数の人間が星（スター）を見るように、価値あるコンテンツを多数の個人が利用し、楽しむことができる「スター型ビジネスモデル」を本格的に展開していきます。「スター型ビジネスモデル」は、運営形態の面では気象データ収集・分析、配信を一元化して継続的にサービスするツールゲート型ビジネスモデルを変えずに、販売形態の面で販売先を個人・大衆へと拡張展開する「販売先」を多面展開することを指向しているビジネスモデルです。共鳴・感動・共感型のスター型ビジネスモデルは、当社からコンテンツを提供するだけではなく、サポーター（個人の利用者）自身がコンテンツを発信・交信することによって新しい価値を生み出していく、これまでのBtoBとは違った新しい次元のマーケティング戦略、運営体制にチャレンジしながら事業を進めます。

b. 「トランスメディア戦略」- WITHステーションの本格稼働

トランスメディアとは世界中からあらゆる気象に関する情報とサポーター（個人の利用者）自身が発信するコンテンツを集め、それらをあらゆるメディア（携帯電話、インターネット、BS・CSデジタル放送、ケーブル放送、地上波放送、ラジオ、新聞）を通じて24時間365日交信・発信するメディア戦略です。

情報を一方的に提供するのではなく、様々なメディアを通しながらサポーターとともにコンテンツ作りを行うことで、サポーターのニーズ・ウォンツに合わせた、より高価値なサービスの運営を志向しています。

当社では当期（第20期）にこのトランスメディア戦略を横断的かつ総合的に進める機能として「WITHステーション」を立ち上げました。次期はこの「WITHステーション」を軸に価値ある気象コンテンツをあらゆるメディアを通して発信・交信していきます。

次期（第21期）の大きなテーマとして、既に150万人以上のサポーターをもつMOBILEと、当期（第20期）より展開している気象インターネットサイトを融合した新しい有料のコンテンツサービスを立ち上げ、トランスメディア戦略の中核的なサービスとして、スター型ビジネスモデルを強力に推進していきます。

トールゲート型ビジネスモデルの成長安定

当社グループでは、お客様の多様な気象コンテンツへの要望に応えられるトールゲート型ビジネスモデルはほぼ完成したと自負しています。しかし、お客様のニーズ、ウォンツは無限で、さらに独創的で、価値の高い気象コンテンツサービスをつくりだすことに全社をあげて取り組んでいきます。当期(第20期)は、中長期的な基盤ともなる30の専門市場に展開を広げましたが、次期(第21期)以降は、これらのサービスの拡大成長とサービス地域の拡大にチャレンジしていきます。また一方で、「フルサービス・ウェザーカンパニー」を目指して、新しい専門市場にコンテンツサービスを横掘りする(拡張する)チャレンジも引き続きしていきます。

また、売上高においては、BtoS市場(個人向け)20%以上、BtoB市場(企業向け)10%以上の成長を中長期的な目標にしています。

グローバルビジネス体制のさらなる強化

SSB(Strategic Sales Base:戦略的販売拠点(面))でグローバルな販売を展開し、S&S(サービス&サポート)を日本にあるグローバルセンター(幕張天気街)へ一元的に集約するというグローバルビジネス体制をさらに強化するべく以下のような課題に対応していきます。

a. 営業、マーケティング、サービス&サポートの3つの機能の高度化

世界規模でのコンテンツの送受信網整備、グローバルに通用するデータベースの構築、全世界をカバーする統一気象分析・予測体制といったグローバルなサービスインフラ機能(GSI)の整備を当期(20期)は積極的に行ってきました。次期(第21期)は、このGSIをベースに、いわばPOSシステムに似ているSETTERシステムを軸として各専門分野のマーケティングと販売を展開するSSBの3つの機能をより強固に展開させるべく体制強化を継続します。ただし、その先の中期的な視野においては、将来の気象業務民営化を見据えた磐石な運営基盤づくり、またトランスメディア戦略を本格的に実行するためのベース構築を目標としています。

b. 既存の販売拠点強化

当期(第20期)は、第17期より進めてきた第1次グローバル展開(米国、欧州、アジアの販売拠面拡大整備)した体制の整備・強化をしました。米国では、販売を面的に拡大するためにニューヨーク、シカゴ、アトランタの3つの拠点を開設しました。また、欧州ではローマ、コペンハーゲン、デュッセルドルフの拠点を新設し、各地域における販売体制の強化を集中的に実行いたしました。次期は、既存拠点をグローバルビジネス体制のもと、より緊密に一体化し、効率的、効果的に展開できるよう整備、強化を行います。

新たな市場創造のための研究・開発

気象は水・電気・道路・通信に次ぐ第5の公共財として受益者の貧富にかかわらず平等に提供されるべきものであると考えております。同時に、官営サービスに依存しない、人々にとって有益かつ良質な気象サービスを提供することを通じて、2010年までに先進国の気象サービスの民営化を実現させることを目標とし、今後も下記のテーマを中心に継続的に研究・開発を進めます。当社グループでは、単なる技術的側面にとどまらず、事業の立ち上げを視野に入れた市場創造・運営体系の研究・開発に取り組み、特に新市

場への進出に必要なサービスの開発・研究にあたっては、バリューチェーンをふまえて“マン・マシン・シェアウェア”を開発・活用した運営にポイントをおいてコンテンツサービスの研究・開発を計画しています。

a. 観測・感測技術の研究・開発

気象サービスの充実と新たな市場機会を追求するために、個人が気楽に測定できる「雨カップ」といった簡易的なものから、最新のドップラーレーダーをはじめとした観測器、気象衛星に関わる研究・開発までをカバーしています。

また、こうしたデータを既存のデータに同化させることにより、従来にないきめ細かい、高度なサービスが提供できるような研究も並行して進めています。

b. 次世代の独自数値予測モデル(OWN)の研究・開発の継続

気象をテーマにした、世界でもユニークな産学連携のプロジェクトである米国オクラホマ大学内「リサーチキャンパス」に、アメリカのオペレーションの拠点として開設した「オクラホマサブセンター」と連携しながら次世代の独自数値予測モデル(OWN:Original Weather Numerator)の開発を引き続き進めていきます。次期(第21期)には、各市場において実用化のステージと考えています。

c. 高知能・高効率な“マン・マシーン・シェアウェア”システムの開発・運営

気象コンテンツを効率的に収集、解析、予報、制作、配信するための“人”と“IT技術”の高度な密結合システムとしての人間・機械システム(サービス体系)を構築します。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第 17 期 (平成15年 5 月期)	第 18 期 (平成16年 5 月期)	第 19 期 (平成17年 5 月期)	第 20 期 (平成18年 5 月期) 当連結会計年度
	売 上 高(百万円)		11,646	11,135	10,539
営 業 利 益(百万円)		1,257	945	42	296
経 常 利 益(百万円)		1,145	842	98	282
当 期 純 利 益(百万円)		602	412	471	224
1 株 当 た り 当 期 純 利 益		50円80銭	35円25銭	40円26銭	19円55銭
総 資 産(百万円)		8,342	8,020	7,754	7,743
純 資 産(百万円)		3,752	3,968	3,409	2,467
1 株 当 た り 純 資 産		319円80銭	339円14銭	290円72銭	227円36銭
自 己 (株 主) 資 本 利 益 率 (%)		16.8	10.7	12.8	7.6

(注1) は損失を表示しております。

(注2) 当社は、第18期からは「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しております。第20期からは「会社法」第444条に規定する連結計算書類を作成しております。

(注3) 第20期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。なお、これによる影響は軽微であります。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

親会社との関係

該当事項はございません。

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ダブリュエックス二十四	400百万円	100.0%	総合気象情報サービス
Weathernews Americas Inc.	81千米ドル	100.0	総合気象情報サービス
WEATHERNEWS OKLAHOMA INC.	5千米ドル	(100.0)	総合気象情報サービス
WEATHERNEWS U.K.LTD.	272英ポンド	100.0	総合気象情報サービス
Weathernews Deutschland GmbH	235千ユーロ	100.0	総合気象情報サービス
Weathernews Benelux B.V.	181千ユーロ	100.0	総合気象情報サービス
WEATHERNEWS ITALIA S.P.A.	610千ユーロ	100.0	総合気象情報サービス
WEATHERNEWS IBERIA S.A.	520千ユーロ	100.0	総合気象情報サービス
WEATHERNEWS FRANCE SAS	350千ユーロ	100.0	総合気象情報サービス
WEATHERNEWS DANMARK A/S	500千デンマーク・クローネ	100.0	総合気象情報サービス
WEATHERNEWS AUSTRALIA PTY LTD.	1,871千豪ドル	100.0	総合気象情報サービス
WEATHERNEWS HONG KONG LIMITED	1,594千香港ドル	100.0	総合気象情報サービス
WEATHERNEWS MALAYSIA SDN.BHD.	4,100千マレーシア・リンギット	100.0	総合気象情報サービス
Weathernews Korea Inc.	653百万韓国ウォン	97.7	総合気象情報サービス
WNI PHILIPPINES INCORPORATED	7,700千フィリピン・ペソ	100.0	総合気象情報サービス
Weathernews Shanghai Co, Ltd. 偉哲紐咨信息咨询(上海)有限公司	140千米ドル	100.0	総合気象情報サービス
WEATHERNEWS TAIWAN LTD. 緯哲氣象股份有限公司	10,000千新台幣ドル	100.0	総合気象情報サービス

(注) 「当社の出資比率」の()は間接所有であります。

(4) 主要な事業内容

当社グループは、気象予報に基づく対応策情報（問題解決型コンテンツ）を提供することに加えて、個人的にも多種多様な変化に富んだ気象・海象・地象・水象コンテンツを各市場に対して提供しています。

BtoB（企業・自治体向け）市場においては、海運、航空、海上建設・石油掘削、小売・流通、鉄道、道路管理、農業、建設、通信、大型テーマパーク、放送局などの多様な事業に対する気象予測に基づく各種業務支援サービス、都道府県および市町村等地方自治体に対する防災サービス、さらにテレビ・ラジオ局、ケーブルテレビ局、新聞などのメディアに対するコンテンツ制作支援サービスなどを提供しています。

BtoS（対個人・大衆向け：Sはサポーターの意。サポーターに支えられているビジネス）市場に対しては、携帯端末向けにi-mode、EZweb、ポードフォンライブ!を通じて自社ブランドで気象コンテンツを提供する携帯コンテンツサービス、CSデジタル放送「SKY Perfec TV!(744チャンネル)」、BSデジタル・データ放送(910チャンネル) およびインターネットサイト「ウェザーニュース（ポータルサイト）」など、自社ブランドでのコンテンツ制作・販売事業を柱にコンテンツ提供事業を積極的に展開しているところです。

専門店が設置されている当社の30の事業

SEA PLANNING

サービス名	内 容	対 象 市 場
VP (航海気象)	当社グループは、50年以上にわたり、気象の面から海運事業を支援しています。グローバルで展開される海運事業には、グローバルな支援が必要となります。当社グループでは、世界中のお客様から、これまでの実績による信頼と新しいサービスを常に提供する姿勢を評価いただき、現在、全世の海運会社が“運航”する大部分の船舶に対して安全かつ効率的な“運航”をグローバルセンターから支援しています。	海運会社
P (石油気象)	石油気象は洋上で行われる石油開発・生産活動の安全とスケジュール管理のために、生産フィールドのよりの確な気象状況を提供し、安全かつ効率的な作業を可能とするサービスを提供しています。	石油会社
M (海上気象)	海上・沿岸に関連する事業者向けに、特定海域や航行海域において的確な情報と、各作業ステージに対応したRC（リスクコミュニケーション：気象コンサルティング）により、安全かつ効率的な作業進展を強力に支援します。日本近海のみならず、中国大陸棚、東南アジア、北海、カスピ海、サハリン沿岸など世界中の海域にサービスを提供しています。	石油会社、海上建設会社、海上土木作業会社、ケーブル敷設会社、パイプライン敷設会社、サルベージ会社、電力会社、地質調査会社、フェリー会社
Fish (水産気象)	近年では海の資源を守るための国際ルールが決められ、そのため漁業の手法もいかにコストを抑え効率的に漁獲するかが重要となってきています。水産気象は気象や海の状況から安全航路の判断や、効率的に漁獲を得られる漁場の提案などを実施しています。	漁業・水産関係者

サービス名	内 容	対 象 市 場
SKY (航空気象)	大型民間航空機からヘリコプターまで、あらゆる航空事業者にとって「気象」は運航上重要な要素です。航空気象は特に飛行計画作成時、パイロットへのブリーフィング、飛行監視の3つのシーンにおいて、乗客輸送、消防防災、薬剤散布、航空撮影などさまざまなお客様の業務における気象リスクを加味した運航および業務判断のための対応策情報の提供とブリーフィングサービスをしています。	エアライン、使用事業者、県警、消防関係機関

LAND PLANNING

サービス名	内 容	対 象 市 場
DIMINISH (防災気象)	気象現象によって引き起こされる自然災害は、人々の生活、インフラ、企業活動に大きな影響を与えます。防災業務を行う行政、団体、企業に対して、気象データの分析をもとにした対応策、意思決定支援を行い、安全かつ効率的な防災業務を支援することによって、災害を軽減し、住民、関係者の安全に貢献します。	地方自治体、ユーティリティ企業をはじめとした防災機関
RD (道路気象)	国、自治体の道路管理者や道路維持を行う企業の皆様に対して、雪氷をはじめとした気象情報の提供により、道路の安全性の確保と効率的な雪氷作業を支援するサービスを提供します。	国、地方自治体、道路維持管理会社
R (鉄道気象)	鉄道事業者にとって運転区間はもちろんその周辺区域における気象情報（予測・実況含む）および、それに伴う災害情報は重要です。安全性を確保し定時運行を実現するために、きめ細かい、路線沿いの気象状況の変化および最新情報が的確に得られることが必要です。過去の災害等々の気象の関係を分析・解析し、沿線や規制区間ごとの最適な列車運行管理を支援します。	鉄道会社
MOVE (輸送気象)	運送事業者の輸送効率の向上を目的に、最適かつ経済的な輸送ルートへの決定を支援し、昨今の原油価格の高騰による輸送コストの増加を抑える対策を実施しています。	運送事業者
DAM (ダム気象)	ダムの目的である治水機能と利水機能を最大限に活かすために、ダム管理者が気象状況や河川環境条件に応じた適正な放流を実施する際に必要な気象情報を提供しています。さらに、過去の流出履歴と降雨現象の分析結果をもとにしたダムの運用計画立案のためのコンテンツも提供しています。	ダム管理者
River (河川気象)	集中豪雨や台風で洪水の危険があるとき、河川管理者が適時な洪水予警報の作成、流域の自治体や水防団・住民への警戒を実施するために必要なコンテンツを提供するサービスです。	河川管理者
STORE (商業気象)	流通業界向けに、気象と消費者嗜好との関係を分析し、最適在庫管理を支援しています。商品の販売特性を分析し、これに詳細な気象情報を有機的に結びつけ、生産計画から店頭販売までのプロセスで、ウェザーマーケティングをタイムリーに展開し、お客様のチャンスロス、廃棄ロス等の軽減を支援しています。	コンビニエンスストア、GMS、食品スーパー、アパレルメーカー、食品メーカー、外食産業
EVENT (イベント気象)	花火大会やお祭り・コンサートなど、屋外でのイベント主催者に対し、開催可否の判断をする際に必要な気象情報を提供しています。	イベント主催者

サービス名	内 容	対 象 市 場
DCDS (動気候)	天候不順による業績不振など、企業において気象は共通した経営リスク要因の一つとして捉えられています。このリスクを回避・軽減するためには、よりきめ細かく正確なプロによる気候統計情報および分析に基づく対策が必要となります。当社グループでは、豊富な過去データ（気候観測・気候統計データ）、現在データ（リアルタイム観測データ）、未来データ（長期予報・見解データ）を一つの動気候データとして提供することで、各事業者は短期・長期の両面における気象による収益変動リスクを把握でき、かつ気象リスクに対するヘッジの必要性の把握と最適化が可能となります。	金融機関など
E (電力気象)	電力のエネルギー需要は、気象との相関で大きく変化します。夏場は冷房需要、冬場は暖房需要が増大し、また送電線やパイプラインなどの屋外設備は常に自然環境にさらされており、自然災害により、損害を被る恐れがあります。電力気象は安全かつ経済的なエネルギーの安定供給および設備保守のために、さまざまな地象・気象に応じたサービスを提供し、エネルギー事業に携わる皆様に強力に支援いたします。	電気事業者
G (ガス気象)	ガス会社では今後のガス需要量を気温の変化などから予測し、ガスの供給量を決定しています。ガス気象はこうしたガス事業者が最適かつ安定したガス供給を行うために必要な気象コンテンツを提供するサービスです。	ガス事業者
FOM (工場気象)	工場を運営管理する事業者にとって、気象条件は大きな要素といえます。工場の運営管理を「安全」かつ「計画的」に行うために、工場管理者は、気象状況を的確に捉え、状況に応じた正確な判断を行っていく必要があります。工場気象では、落雷・大雨・大雪・低温・強風等、さまざまな気象リスクに対し、工場操業への影響を予測し、支援情報として提供することで、お客様が最適に工場を稼働していくためのサポートをいたします。工場の運営管理支援には、当社グループがこれまで10年以上に渡って培ってきた豊富な経験やデータをもとに、お客様のあらゆるニーズに柔軟に対応いたします。	工場運営管理事業者
COM (通信気象)	通信インフラ運営管理会社においては、災害などによるダウンタイムを軽減するために、常時その監視・保守・復旧が必須となっております。通信気象では、気象とリスクの可能性情報を提供して事前の対策を支援するとともに、事後の復旧のための情報をリアルタイムで提供しています。	通信インフラ運営管理会社
A (農業気象)	農業気象では農産物の生育そのものに関わる気象リスクや、農作業を行う上での様々な気象リスクを回避し、農産物の品質と収量の向上のための気象情報を提供しています。農作物の生育と気象との関係は農作物の種類によってことなるため、それぞれの農作物の生育と農作業に最適なサービスを提供いたします。	農業関係者
C (建設気象)	ビルや住宅などを手掛ける建設事業者に対して、安全かつ、効率的な作業工程を実現するため、気象的視点から、対象現場に対するピンポイントの気象予測、及び種々の作業のスケジュール、閾値を加味した対応策を提供しています。	建設事業者
Facility (施設気象)	施設気象は、施設を利用する人がより安全で快適に施設内を利用されるために施設管理者が自然災害に対する対策を事前に実施するために必要な気象情報を提供するサービスです。	ビル・施設管理者

サービス名	内 容	対 象 市 場
MOBILE (モバイル)	他社に先駆けて1999年に携帯コンテンツサービスを始めて以来、その先進的なテクノロジーと豊富なコンテンツにより、日本でもっともアクセス数の多いサイトのひとつとして、サポーターから支持されています。 また、アメリカ、ヨーロッパ、アジアに広がる世界14ヶ国でサービスを提供しており、150万人以上の有料会員をもつ世界最大の携帯気象情報サイトです。	個人・大衆
MWS (インターネット)	My Weather Station、「全ての気象情報がここにある」世界を実現させるため、各種気象情報を専門にした「Ch(チャンネル)」を立ち上げ、最新のインターネットコンテンツを24時間365日発信しています。	個人・大衆
BIT (放送気象)	当社グループでは、あらゆるメディアを通じて幅広くサポーター(個人・大衆)の皆様へ気象、および気象を軸とした生活情報をリアルタイムでお届けしており、自社で「企画」「制作」「伝達」まで一貫して行っているのが特徴です。これらのコンテンツは「トランスメディア」(サポーターは、自分にとって一番好都合で便利なメディアを用いて、コンテンツを受信する)という考えに基づき、自社によるコンテンツ管理・運営により、あらゆるメディア(コンテンツを発信する“場”)を通じてサポーターの皆様にご利用いただいております。	テレビ・ラジオ局、ケーブルテレビ局、新聞社、雑誌社、インターネット事業者、個人・大衆
CHIP (報道気象)	テレビ・ラジオ・新聞・その他マスメディアを通じた個人向け気象コンテンツの提供、及び気象番組制作に関わるサービスの提供を全国の報道機関に対して提供しています。	報道事業者
Travel (トラベル気象)	旅行産業市場事業者にとって、気象情報はお客様の安全性、快適性を高めるためにとっても重要な要素です。そのため通常の天気予報では得られないきめ細かく正確なプロの気象予測情報、そして気象データ分析をもとにした対応策、意思決定支援が必要です。トラベル気象では旅行産業市場事業者に対して、最高の「安全」「快適」と「楽しさ」の実現のための支援をいたします。	旅行関連事業者
Sport (スポーツ気象)	スポーツと気象はとても密接な関係にあると言えます。気象を味方につけるか否かで、試合の勝敗が大きく左右されることはもとより、試合自体を楽しめるかどうかにも大きな影響を及ぼします。また、気象情報を活用することで回避できた最悪の事態も、それらを利用しないことで、生命の危機に直面する危険性を秘めていることも事実です。スポーツ気象では、スポーツを楽しむ方、本格的に取り組む方などに対し、「安全に」「より楽しむ」「勝負に勝つ」ための支援を行うとともに、スポーツ・競技運営団体に対しても快適・安全・効率的な運営ができるよう、気象的な観点からご支援をいたします。	スポーツ・競技運営団体、個人・大衆
H (健康気象)	気象は健康に影響を及ぼす要因の一つと言われ、気温、湿度、風などの気象状況は、人間の体調に大きな変化を与えます。気温の急激な変化による“風邪”、高温多湿による“熱中症”など、身体に悪い影響を与える気象状況の一方で、気象状況を見極めうまく活用することで夏バテの防止や快眠を得ることも可能です。これら健康に影響を与えるさまざまな気象要因を解明するため、健康気象では、気象と健康に関する分析・予測に取り組んでいます。	個人・大衆

サービス名	内 容	対 象 市 場
Living <small>(生活気象)</small>	毎日身につける衣服や、その日の食べ物など生活と気象は非常に密接していると言えます。生活気象はこうした、気象と密接した人々の生活を少しでも豊かにするため、「楽しい」、「為になる」、「頼りになる」コンテンツをサポーターと一緒に創り、モバイルやインターネットなどのメディアを通じて、提供しています。	個人・大衆
DORI <small>(気象データベースサービス)</small>	“一人ひとりにとって真に役立つ気象”の裾野を広げるため、個人の皆様や気象機関、研究機関、教育機関などの専門機関に対して気象データサービスを提供しています。	個人・大衆・公共機関

(5) 主要な営業所および工場

本 社：東京都港区芝三丁目1番14号
日本生命赤羽橋ビル

グロ－バルセンター：千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番
幕張テクノガーデン

主要販売拠点(面)：

札幌	SSB	San Francisco	SSB
仙台	SSB	New York	SSB
東京	SSB	Atlanta	SSB
幕張	SSB	Chicago	SSB
新潟	SSB	Frankfurt	SSB
金沢	SSB	Amsterdam	SSB
長野	SSB	Milan	SSB
静岡	SSB	Madrid	SSB
名古屋	SSB	Paris	SSB
大阪	SSB	London	SSB
松江	SSB	Rome	SSB
広島	SSB	Copenhagen	SSB
松山	SSB	Hamburg	SSB
高知	SSB	Dusseldorf	SSB
福岡	SSB	Hong Kong	SSB
鹿児島	SSB	Kuala Lumpur	SSB
那覇	SSB	Seoul	SSB
		Sydney	SSB
		Shanghai	SSB
		Taipei	SSB
		Mumbai	SSB
		Kathmandu	SSB

(注) SSBとは戦略的销售拠点(面)を意味します。

(6) 従業員の状況

所在地別セグメントの名称	従業員数
日 本	454名
北 米	130
欧 州	105
アジア・豪州	23
合 計	712

(注) 従業員数は就業人数であります。

(7) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
日 本 政 策 投 資 銀 行	835 百万円
商 工 組 合 中 央 金 庫	327
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	814
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	472
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	415
株 式 会 社 千 葉 銀 行	270
株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行	95
合 計	3,229

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

会社が発行する株式の総数 47,000,000株

発行済株式の総数 11,844,000株 (前期末比 増減なし)

(注) 発行済株式の総数には、自己株式991,800株が含まれております。

株 主 数 5,011名 (前期末比 35名増加)

大 株 主 (発行済株式の総数(自己株式を除く)の十分の一以上の数の株式を保有する株主)

氏名又は名称	所有株式数	持株比率
石 橋 博 良	2,634,000株	24.27%
株式会社ダブリュー・エヌ・アイ・ インステイテュート	1,700,000株	15.67%

その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

(2) 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有する新株予約権等の状況

新株予約権の数		1,994個（新株予約権1個につき100株）	
新株予約権の目的となる株式の種類および数		普通株式 199,400株	
		新株予約権の数	保有者数
当社役員の保有する新株予約権の区分別合計	当社取締役 （社外取締役を除く）	1,686個	7名
	当社社外取締役	308個	3名
	当社役員（取締役を除く）	0個	0名

当該事業年度中の新株予約権交付の状況

発行決議日	平成17年8月21日	
取締役会決議日	平成18年4月29日	
新株予約権の数	4,000個（新株予約権1個につき100株）	
新株予約権の目的となる株式の種類、および数	普通株式 400,000株	
発行価額	無償	
行使価格	1個あたり782円	
行使期間	平成19年4月29日から平成27年4月28日まで	
新株予約権の取得日	平成27年4月29日（新株予約権行使期間満了日の翌日）	
その他取得の条件	当社は、既に失効し又は行使できなくなった本新株予約権をいつでも無償で対象者又はその相続人から取得し、これを消却することができるものとする。	
新株予約権の区分別の交付人数	新株予約権の数	保有者数
当社従業員	1,300個	26名
当社子会社役員および従業員	1,337個	20名

（注）なお、この他当社役員10名に対し、1,363個の新株予約権を交付しております。

その他新株予約権等に関する重要な事項

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年7月26日法律第87号）第103条第1項の規定により新株予約権付社債とみなされる新株引受権付社債に関する事項

第7回無担保社債（新株引受権付）

発行決議日	平成12年8月25日 第14期定時株主総会
新株予約権の数	
目的となる株式の種類および数	普通株式 496,284株
発行価額	

（注）株主資本等変動計算書に関する注記2．参照

(3) 会社役員に関する事項

取締役および監査役

(平成18年5月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	主な職業又は他法人等の代表等の就任状況
代表取締役 会長兼社長	石橋博良		株式会社ダブリュー・エヌ・アイ・インスティテュート代表取締役
代表取締役 副社長	草開千仁		
取締役 副社長	湯川智夫	ヨーロッパ事業統括主責任者	
取締役	松尾修吾	社外取締役	株式会社オフィス松尾代表取締役 独立行政法人国立科学博物館監事
取締役	井手義裕	社外取締役	新橋商事株式会社代表取締役 新和観光株式会社代表取締役 株式会社ヒロ・アーバンエンタープライズ代表取締役 株式会社サテライト・ジャパン代表取締役
取締役	磯野可一	社外取締役	
常務取締役	宮部二郎	運営・開発主責任者	
常務取締役	戸村孝	経理・財務主責任者	
取締役	ジエレミ・ アッシャー	アメリカ事業統括主責任者	
取締役	志賀康史	日本事業統括主責任者	
常勤監査役	松本良彦		
監査役	大徳宏教	社外監査役	公認会計士 カンオ計算機株式会社監査役
監査役	伊藤潔	社外監査役	セイコーインスツル株式会社顧問

(注1) 取締役尾崎康一および取締役榊原利男は、平成17年8月21日退任いたしました。

取締役および監査役の報酬等の額

取締役		監査役		計	
支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額
名	千円	名	千円	名	千円
12	152,236	3	10,523	15	162,760

- (注1) 取締役の人数には、平成17年8月21日に退任した取締役2名を含んでおります。
- (注2) 取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人相当額が含まれております。なお、上記報酬のほか、平成18年4月29日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとしての新株予約権を発行価額無償にて取締役10名に付与しており、その内容は「(2) 新株予約権等に関する事項 当該事業年度中の新株予約権交付の状況・脚注」に記載のとおりであります。
- (注3) 株主総会の決議による取締役に対する報酬限度額は年額300百万円であります。(平成9年8月定時株主総会決議)
- (注4) 株主総会の決議による監査役に対する報酬限度額は年額80百万円であります。(平成9年8月定時株主総会決議)
- (注5) 今年度の取締役への賞与金の支給はありません。
- (注6) 当社は監査役に対して賞与金を支給していません。

(4) 会計監査人の状況

名称

新日本監査法人

報酬等の額

区 分	金 額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	22,000千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	-
合 計	22,000

当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	22,000
---------------------------------	--------

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

連結子会社の監査

内部統制の観点により、下記の連結子会社は、当該国の法規定の有無に関わらず、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

法定監査（法又は証券取引法の規定によるもの）	任意監査等
WEATHERNEWS U.K. LTD.	Weathernews Americas Inc.
WEATHERNEWS ITALIA S.P.A.	WEATHERNEWS OKLAHOMA INC.
WEATHERNEWS IBERIA S.A.	Weathernews Deutschland GmbH
WEATHERNEWS FRANCE SAS	Weathernews Benelux B.V.
WEATHERNEWS DANMARK A/S	WEATHERNEWS AUSTRALIA PTY LTD.
WEATHERNEWS MALAYSIA SDN. BHD.	WEATHERNEWS HONG KONG LIMITED
Weathernews Shanghai Co, Ltd.	Weathernews Korea Inc.
WEATHERNEWS TAIWAN LTD.	
WEATHERNEWS PHILIPPINES INCORPORATED	

(注) 本事業報告中の記載数字は下記のとおり表示しています。

1. 金額については、表示単位未満は切り捨てています。
2. 比率その他については小数点第二位を四捨五入しています。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会決議した事項は次のとおりであります。

内部統制システムの整備に関する基本方針

はじめに

当社は、自らが市場に対して開かれた会社であるという深い自覚を持ち、株主をはじめ、お客様、役員・従業員などを含むあらゆる人々との情報交信を通じ、当社の「サポーター価値創造」を、社員全員の力で実現することを経営理念としている。

当社は、株主、お客様に対してはもとより、社内においても「真理の前には社長たりともひざまずけ」の方針のもと、必要な情報は誰にも与えられ、いかなる事もオープンに議論でき、またそのプロセスを明確にする会社文化を持ち、これを『情報民主主義』文化として育てている。常に変化し続ける市場環境に対応するため、経営の理念として『AAC(Aggressively Adaptable Company)』を志向し、社外の優れた知恵や深い見識を経営に反映させ、公正な企業活動の推進を図っている。

このふたつの方針のもと、運用指針としては、当社の役員・従業員一人ひとりが起業家精神を持ち続けることを何よりも大切とし、「自立なきところに自律なし」を管理・運営システムの根幹に位置づけている。また、「相互信頼の文化」のもと、自律分散統合型企業を目指して、間接情報に偏重することなく、一人ひとりの「目による管理」の重要性を自覚している。

また運営の組織体制は、SHOP制（サービス企画・開拓部門）、GSI制（共同利用インフラ運営・開発部門）、GLOCALER制（直営販売部門）の三者より組成し、これらの各部門が最大に機能を発揮するとともに、相互に啓発する中で、チェック・アンド・バランスが働き、より高い価値創造を生み出すサービス運営を実現している。

さらに、事業遂行にあたっては、GOM（全世界・全部門事業計画会議）や、MIS&IRM（Market Information Sharing & Internal Resourcefulness Management）会議、店長会等の各種の会議体を通じて、会社のビジョン・経営方針を、業務遂行にかかわる役員・従業員全員で共有しベクトルの合致を図り、経営課題に対する意思決定、適切履行、および経営の合理化・効率化を推進している。また、手続きではなく手順（プロセス）を重んじ、形式主義に陥ることを戒める一方で、暗黙知としての会社文化が日々新たに生まれてくるものであることを理解し、社内的に公知・公認とされた会社文化、知恵・情報等を、常に社内報やイントラネットなどの手段を通じて、文字や図解、映像や音声化して共有する形式知文化を尊ぶことにより、全員参加型の経営と社内ルール・法令遵守の実現を図っている。

以上のシステムを担う、個々の役員・従業員の業績に対する評価は、一人ひとりが、「MMCL（My & My Colleague Leader = 私は私と私の仲間のリーダー（自らが行動を見せる事により仲間をリードしていく起業家））」の精神にもとづき、(大)事業方針にそって各人が(小)目標・課題・問題点などを定め、これらを「有言」し、テーマを共有化することをこの評価システムの基本としている。3ヶ月毎に役員・従業員により開催されるMME（Matrix Management Evaluation）にて、全社による目による管理・確認をおこなっている。また有言・実行に際しては未達成でも評価され、単なる「結果主義」に陥ることなく「プロセスも同様に評価する」と考える透明性、納得性の高い業績評価システムを運営している。

社外からの目による内部統制の仕組みとしては、経営に対する経験・知見豊かな社外取締役・社外監査役を積極的に経営に参画させることで（取締役10名のうち社外取締役3名、監査役3名のうち社外監査役2名）、経営体制の一層の充実を図っている。

以上を受けて、内部統制の整備に関する基本方針について、会社法第362条および会社法施行規則第100条にもとづき、以下のとおり定めるものとする。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（会社法第362条第4項第6号）

- 1) 当社は、「取締役会規程」にもとづき、取締役会を原則として月1回開催する。
- 2) 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行う。
- 3) 当社は、監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行う。

取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- 1) 株主総会、取締役会、大波MEETING（常務会）の議事録を、法令および規程に従い作成し、適切に保存・保管する。
- 2) 経営および業務執行に関する重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理する。

損失の危険の管理に関する規定その他の体制

（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- 1) 「WNI決裁基準」により、当社の取締役会、大波MEETING（常務会）、店長会での決裁事項およびグループ会社での決裁事項を定める。
- 2) 取締役会、大波MEETING（常務会）、店長会およびその他の重要な会議にて、業務執行取締役および各リーダーより、業務執行に関わる重要な情報の報告を定期的に行う。
- 3) 情報保全、環境、防災、衛生、健康などに関するリスクへの対応については、それぞれの所管部署において規定の制定、教育・啓蒙の実施をするとともに、必要に応じてモニタリングを実施する。
- 4) 危機管理を所掌する組織として、コンティンジェンシー・プランニング委員会を必要に応じ招集し、グループ全体のリスク管理の基本方針を明らかにするとともに、事業の継続性を揺るがすほどの重大リスクが発生した場合の対応につき整備を進める。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- 1) 取締役会のほか大波MEETING（常務会）を設置し、取締役会付議事項の事前審議を行うとともに、「WNI決裁基準」に定められた決定事項の決定を行う。
- 2) 取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報を各取締役に提供する。

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第4号)

- 1) 業務執行に関する方針・行動基準となる「dekita憲章」を定め、社内イントラネット等を通じて全従業員の閲覧に供するとともに、法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙・監査活動を実施する。
- 2) 内部監査部門である監査室が、各部門における業務執行が法令・定款に適合しているか否かの監査を実施する。

当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- 1) 当社グループは現地主義、エリア制を採用しており、当社の取締役が、取締役会および大波MEETING（常務会）を通じて、グループ全体の重要事項の決定および子会社の業務執行の監督を行う。
- 2) 当社では、取締役会を原則として月1回、大波MEETING（常務会）を原則として週1回開催し、グループ経営上の重要な事項や業務執行状況を「WNI決裁基準」にもとづき、適切に付議・報告する。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号)

- 1) 監査役の職務を専属的に補助する部署として監査役室を設置する。

前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第100条3項2号)

- 1) 監査役室所属の使用人に対する日常業務の指揮命令権は、監査役にあり、取締役からは指揮命令を受けない。
- 2) 監査役室所属の使用人の異動、人事考課などについては、監査役の事前承認を得なければならないこととする。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第3号)

- 1) 取締役および使用人が監査役に報告すべき事項及び報告の方法を定める。
- 2) 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも取締役および使用人に報告を求めることができる。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

- 1) 監査役が、取締役および重要な使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査部門（監査室）および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施できる体制とする。
- 2) グループ監査体制を実効的に行うために、当社の監査役が、子会社取締役・監査役と定期的に意見交換を実施するとともに、全ての子会社に全世界横断的な会計監査人と契約する。

連結貸借対照表

(平成18年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,314,673	流動負債	2,563,917
現金及び預金	1,885,106	支払手形及び買掛金	443,794
受取手形及び売掛金	2,084,606	一年内返済予定長期借入金	1,049,040
たな卸資産	149,595	未払法人税等	266,498
繰延税金資産	55,214	その他	804,585
その他	178,975	固定負債	2,712,563
貸倒引当金	38,825	社債	500,000
固定資産	3,429,228	長期借入金	2,180,210
有形固定資産	2,476,415	退職給付引当金	2,578
建物及び構築物	867,428	その他	29,774
工具、器具及び備品	1,124,801	負債合計	5,276,480
土地	384,677	(純資産の部)	
建設仮勘定	94,136	株主資本	2,426,090
その他	5,370	資本金	1,706,500
無形固定資産	446,319	資本剰余金	1,029,491
ソフトウェア	405,532	利益剰余金	421,781
その他	40,787	自己株式	731,682
投資その他の資産	506,494	評価・換算差額等	34,339
繰延税金資産	115,728	為替換算調整勘定	34,339
その他	399,146	新株予約権	6,992
貸倒引当金	8,380	新株引受権	6,992
資産合計	7,743,902	少数株主持分	
		純資産合計	2,467,421
		負債純資産合計	7,743,902

連結損益計算書

(自 平成17年6月1日
至 平成18年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	11,134,364
売上原価	6,812,021
売上総利益	4,322,343
販売費及び一般管理費	4,026,269
営業利益	296,073
営業外収益	
受取利息	27,100
為替差益	28,527
その他	8,984
営業外費用	
支払利息	48,020
社債発行費	10,200
その他	19,955
経常利益	282,510
特別利益	
固定資産売却益	464
貸倒引当金戻入益	746
償却債権取立益	2,995
特別損失	
固定資産除却損	78,645
税金等調整前当期純利益	208,071
法人税、住民税及び事業税	319,109
法人税等調整額	112,998
当期純損失	224,035

連結株主資本等変動計算書

(自 平成17年 6 月 1 日)
(至 平成18年 5 月 31 日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
前 期 末 残 高	1,706,500	1,029,491	763,083	68,811	3,430,263
当 期 中 の 変 動 額					
剰余金の配当			117,267		117,267
当期純損失 ()			224,035		224,035
自己株式の取得				662,871	662,871
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計			341,302	662,871	1,004,173
当 期 末 残 高	1,706,500	1,029,491	421,781	731,682	2,426,090

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新 株 予 約 権		少数株主持分	純 資 産 合 計
	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	新株引受権	新株予約権 合 計		
前 期 末 残 高	21,012	21,012	6,992	6,992		3,416,243
当 期 中 の 変 動 額						
剰余金の配当						117,267
当期純損失 ()						224,035
自己株式の取得						662,871
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	55,352	55,352				55,352
当 期 変 動 額 合 計	55,352	55,352				948,821
当 期 末 残 高	34,339	34,339	6,992	6,992		2,467,421

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該連結会計年度の末日における発行済株式の総数

	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式	
普通株式	11,844,000
合 計	11,844,000

2. 当該連結会計年度の末日における自己株式の数

	当連結会計年度末株式数(株)
自己株式	
普通株式	991,800
合 計	991,800

3. 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

平成17年8月21日の定時株主総会において、次の通り決議いたしました。

配当金の総額	117,267千円
配当の原資	利益剰余金
一株当たり配当額	10円
基準日	平成17年5月31日
効力発生日	平成17年8月22日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
平成18年8月20日の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

配当金の総額	108,522千円
配当の原資	利益剰余金
一株当たり配当額	10円
基準日	平成18年5月31日
効力発生日	平成18年8月21日

4. 当該連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	当連結会計年度末 権利確定前株式数(株)	当連結会計年度末 権利確定株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
提出会社 (親会社)	第7回無担保社債(新株引受権付)	普通株式		496,284	496,284
	平成13年10月新株引受権	普通株式		21,000	21,000
	平成15年5月新株予約権	普通株式	32,800	160,300	193,100
	平成16年5月新株予約権	普通株式	57,000	67,100	124,100
	平成17年5月新株予約権	普通株式	24,700		24,700
	平成18年4月新株予約権	普通株式	400,000		400,000
	合 計		514,500	744,684	1,259,184

(連結注記表)

1. 記載金額

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。また、単位未満金額がある場合はゼロ、無い場合は - を表示しております。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数.....17社

主要な連結子会社名は、事業報告の「重要な子会社の状況」に記載しているため、省略いたしました。
なお、会社設立により、当連結会計年度より新たに下記の2社を連結範囲に含めております。

WEATHERNEWS DANMARK A/S

WEATHERNEWS TAIWAN LTD.

(緯哲気象股份有限公司)

主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社名.....Oceanroutes(S.E.A.)LIMITED

WEATHERNEWS BRASIL METEOROLOGIA LTD.

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社2社および株式会社ジオスフィアジャパン他関連会社1社は、それぞれ当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計処理基準に関する事項

重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの.....移動平均法による原価法

デリバティブの評価基準.....時価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品.....主として先入先出法による原価法

仕 掛 品.....主として個別法による原価法

貯 蔵 品.....主として移動平均法による原価法

重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産.....当社および国内連結子会社は法人税法の規定に基づく定率法を、また、在外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

ただし、当社および国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、法人税法の規定に基づく定額法を採用しております。

なお、当社および国内連結子会社において、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却する方法を採用しております。

無形固定資産.....当社および国内連結子会社は法人税法の規定に基づく定額法を、また、在外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく方法を採用しております。

ただし、当社および国内連結子会社における自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

繰延資産の処理方法

社債発行費..... 支出時に全額費用として処理しております

重要な引当金の計上基準

貸倒引当金..... 当社および国内連結子会社は債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社等は個別債権の回収可能性を検討して計上しております。

退職給付引当金..... 一部の在外連結子会社においては、従業員の退職給付に備えるため、所在地国の法律に基づき、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

重要なリース取引の処理方法

当社および国内連結子会社はリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、在外連結子会社については、主として通常の売買取引に準じた会計処理によっております。

重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式にて処理しております。

(4) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、その効果の発現する期間にわたって均等償却を行うこととしております。なお、金額的重要性の乏しい場合には、発生年度の損益として処理することとしております。

(6) 当連結会計年度より、「会社計算規則」(平成18年2月7日法務省令第13号)を適用しております。

3. 会計方針の変更

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は2,460,429千円であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

(単位：千円)

担保に供している資産		担保権によって担保されている債務	
種 類	期末帳簿価額	内 容	期 末 残 高
建物及び構築物	827,940	一年内返済予定長期借入金 長期借入金	117,380 717,710
工具、器具及び備品	192,678		
土地	384,677		
計	1,405,297	計	835,090

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,675,874千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

連結株主資本等変動計算書に関する注記事項は、連結株主資本等変動計算書の脚注に記載しております。

6. 一株当たり情報

(1) 一株当たり純資産額 227円36銭

(2) 一株当たり当期純損失金額 19円55銭

独立監査人の監査報告書

平成18年7月21日

株式会社 ウェザーニューズ
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	金 田 英 成	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	中 島 康 晴	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	山 口 光 信	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウェザーニューズの平成17年6月1日から平成18年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウェザーニューズ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年6月1日から平成18年5月31日までの第20期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を整備している旨の通知を受けました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年7月24日

株式会社ウェザーニューズ 監査役会

常勤監査役 松本良彦 (印)

社外監査役 大徳宏教 (印)

社外監査役 伊藤 潔 (印)

(注) 監査役大徳宏教及び監査役伊藤潔は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成18年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,770,981	流動負債	2,642,801
現金及び預金	713,475	買掛金	558,936
受取手形	494	一年内返済予定長期借入金	1,049,040
売掛金	1,520,124	未払金	849,699
仕掛品	9,917	未払消費税等	10,434
貯蔵品	84,933	未払費用	53,315
前払費用	54,183	未払法人税等	96,168
繰延税金資産	40,714	前受金	3,141
短期貸付	11,408	預り金	19,257
未収入金	194,223	その他	2,809
その他金	138,759	固定負債	2,680,210
貸倒引当金	2,750	社債	500,000
固定資産	3	長期借入金	2,180,210
有形固定資産	5,445,960	負債合計	5,323,011
建物	2,126,390	(純資産の部)	
車両運搬具	866,880	株主資本	2,886,938
工具、器具及び備品	549	資本金	1,706,500
土地	780,563	資本剰余金	1,029,491
建設仮勘定	384,677	資本準備金	1,028,164
無形固定資産	93,719	その他資本剰余金	1,327
ソフトウェア	565,595	利益剰余金	882,629
電話加入権	527,623	その他利益剰余金	882,629
電気通信施設利用権	25,547	特別償却準備金	11,123
投資その他の資産	12,424	別途積立金	1,450,000
投資有価証券	2,753,974	繰越利益剰余金	578,494
関係会社株	44,240	自己株式	731,682
出資金	2,460,988	新株予約権	6,992
関係会社出資金	1,000	新株引受権	6,992
破産更生債権等	15,583	純資産合計	2,893,930
長期前払費用	6,547	負債純資産合計	8,216,942
繰延税金資産	10,989		
敷金・保証金	57,966		
貸倒引当金	163,207		
貸倒引当金	6,547		
資産合計	8,216,942		

損益計算書

(自 平成17年6月1日
至 平成18年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	8,314,571
売 上 原 価	7,086,180
売 上 総 利 益	1,228,390
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	937,737
営 業 利 益	290,653
営 業 外 収 益	3,021
受 取 替 利 差 息 益	13,185
そ の 他	4,261
営 業 外 費 用	45,037
支 払 利 息	2,937
社 債 利 息 費	10,200
そ の 他	7,390
経 常 利 益	65,565
特 別 利 益	245,556
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	746
特 別 損 失	746
固 定 資 産 除 却 損	5,162
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	595,194
税 引 前 当 期 純 損 失	600,357
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	354,054
法 人 税 等 調 整 額	150,000
当 期 純 損 失	227,146
	377,146
	731,200

株主資本等変動計算書

(自 平成17年6月1日)
(至 平成18年5月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
前 期 末 残 高	1,706,500	1,028,164	1,327	1,029,491
当 期 変 動 額				
特別償却準備金の取崩し (第19期利益処分)				
別途積立金の取崩し (第19期利益処分)				
特別償却準備金の取崩し				
剰余金の配当				
当期純損失()				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計				
当 期 末 残 高	1,706,500	1,028,164	1,327	1,029,491

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金			利益 剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計
	そ の 他 利 益 剰 余 金		繰越 利益剰余金			
	特別償却 準備金	別途積立金				
前 期 末 残 高	24,833	1,600,000	106,263	1,731,097	68,811	4,398,277
当 期 変 動 額						
特別償却準備金の取崩し (第19期利益処分)	6,854		6,854			
別途積立金の取崩し (第19期利益処分)		150,000	150,000			
特別償却準備金の取崩し	6,854		6,854			
剰余金の配当			117,267	117,267		117,267
当期純損失()			731,200	731,200		731,200
自己株式の取得					662,871	662,871
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	13,709	150,000	684,757	848,467	662,871	1,511,338
当 期 末 残 高	11,123	1,450,000	578,494	882,629	731,682	2,886,938

(単位：千円)

	新株予約権		純資産合計
	新株引受権	新株予約権合計	
前期末残高	6,992	6,992	4,405,269
当期変動額			
特別償却準備金の取崩し (第19期利益処分)			
別途積立金の取崩し (第19期利益処分)			
特別償却準備金の取崩し			
剰余金の配当			117,267
当期純損失()			731,200
自己株式の取得			662,871
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
当期変動額合計			1,511,338
当期末残高	6,992	6,992	2,893,930

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当期末における自己株式の数
普通株式 991,800株
2. 新株引受権の内容
新株引受権付社債の新株引受権

銘柄	新株引受権の 残高	発行すべき 株式の種類	発行価格
第7回新株引受権付無担保社債 (平成12年9月12日発行)	736,000千円	普通株式	1,483円

旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権

株主総会の特別決議日	新株引受権の 残高	発行すべき 株式の種類	発行価格
平成13年8月29日	32,319千円	普通株式	1,539円

(個別注記表)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
また、表示単位未満金額がある場合はゼロ、無い場合は - で表示しております。
2. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式.....移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のないもの.....移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブの評価基準
時価法によっております。
 - (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
商 品.....先入先出法による原価法
仕 掛 品.....個別法による原価法
貯 蔵 品.....移動平均法による原価法
 - (4) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産.....法人税法の規定に基づく定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、法人税法の規定に基づく定額法を採用しております。
なお、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却する方法を採用しております。
無形固定資産.....法人税法の規定に基づく定額法
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - (5) 繰延資産の処理方法
社債発行費.....支出時に全額費用として処理しております。
 - (6) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
 - (7) 引当金の計上基準
貸倒引当金.....債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
投資損失引当金.....子会社に対する投資等の損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要額を計上しております。
 - (8) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
 - (9) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
ただし、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。
 - (10) 消費税等の会計処理は、税抜方式にて処理しております。
 - (11) 当期より、「会社計算規則」（平成18年2月7日法務省令第13号）を適用しております。

3. 会計方針の変更

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部に表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は2,886,938千円であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

(単位：千円)

担保に供している資産		担保権によって担保されている債務	
種 類	期末帳簿価額	内 容	期 末 残 高
建物	827,940		
工具、器具及び備品	192,678	一年内返済予定長期借入金	117,380
土地	384,677	長期借入金	717,710
計	1,405,297	計	835,090

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,823,935千円

(3) 保証債務

(単位：千円)

相 手 先	内 容	金 額
Weathernews Americas Inc.	リース債務保証	361,783
株式会社ダブリュエックス二十四	リース債務保証 併存的債務引受	392,670
計		754,453

(4) 関係会社に対する短期金銭債権 1,916,699千円

関係会社に対する短期金銭債務 624,815千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	8,184,110千円
仕 入 高	1,943,659千円
受取利息及び配当金	2,873千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

株主資本等変動計算書に関する注記事項は、株主資本等変動計算書の脚注に記載しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式等評価損	527,200千円
その他	31,590千円
繰延税金資産小計	558,790千円
評価性引当額	482,000千円
繰延税金資産合計	76,790千円

繰延税金負債

その他	7,415千円
繰延税金負債合計	7,415千円
繰延税金資産の純額	69,374千円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

資産の種類	資産の内容 及び数量等	取得原価 相当額	減価償却累計額 相当額	期末残高 相当額	未経過リース料 相当額	支払リース料	減価償却費 相当額	支払利息 相当額
工具、器具 及び備品	開発用コンピュ ータおよびその周辺 機器一式 他	19,533千円	8,892千円	10,641千円	10,886千円	4,122千円	3,892千円	289千円

9. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額

266円66銭

一株当たり当期純損失金額

63円81銭

独立監査人の監査報告書

平成18年7月21日

株式会社 ウェザーニューズ
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	金 田 英 成	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	中 島 康 晴	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	山 口 光 信	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウェザーニューズの平成17年6月1日から平成18年5月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年6月1日から平成18年5月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制について、その取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り必要に応じて、子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、これらに基づき当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。なお、会計監査人から職務の遂行が適切に行われることを確保するための体制（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を整備している旨の通知を受けました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 2) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 3) 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 4) 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年7月24日

株式会社ウェザーニューズ 監査役会

常勤監査役 松本良彦 印

社外監査役 大徳宏教 印

社外監査役 伊藤 潔 印

(注) 監査役大徳宏教及び監査役伊藤潔は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、ステークホルダー重視の精神のもと、株主への利益還元を重要な経営課題のひとつと考えております。

当期は、前期よりグローバルビジネスモデルなどの事業モデルの再構築に取り組む中で、当期純損失731,200千円を計上いたしました。その基盤づくりに一定のめどがつき、また収益も改善してきたことから、期末配当については、前期に引き続き、当社普通株式1株につき金10円といたしたく存じます。これにともない、これまで別途積立金として積み立てておりました1,450,000,000円のうち、850,000,000円を繰越利益剰余金として取崩しさせていただきたいと存じます。

以上により、当期の株主に対する期末配当財産の割当てにつきましては、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金10円 総額108,522,000円
2. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成18年8月21日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「会社法」等の施行に伴う変更

「会社法」（平成17年法律第86号、以下「会社法」という）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号、以下「整備法」という）が平成18年5月1日に施行されたことにもない、次のとおり変更を行うものです。

新たに、定款に定めることにより可能となる事項等に関し、以下の変更を行うものです。

- 1) 単元未満株式についての権利（変更後の定款案第10条）
単元未満株主が行使することができる権利の範囲を定めるものです。
- 2) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供（同第17条）
株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に、より充実した情報の開示をすることを可能とするものです。
- 3) 議決権の代理行使（同第19条）
株主が議決権を代理行使する場合の代理人の人数を1名とするものです。
- 4) 取締役会の決議の省略（同第28条）
取締役会が開催できない場合等の緊急時に備えて、取締役の全員による同意の意思表示等の要件を充たす場合には取締役会の決議の省略を可能とするものです。
- 5) 監査役の実任免除（同第42条）
社外監査役として適任者を登用するため、社外監査役との間で責任限定契約を締結することを可能とするものです。

会社法の施行にもない、定款にその定めがあるとみなされる事項に関し、条文の新設および所要の変更を行うものです。

- 1) 機関（同第4条、同第21条、同第34条、同第44条）
- 2) 株券の発行（同第7条）
- 3) 株主名簿管理人（同第12条）

(2) 事業目的に関する変更

当社事業の現状を踏まえ、事業目的を整理するとともに、記載順序・表現を整理・簡略化するものです。（同第2条）

(3) その他

条文の記載順序の整理・変更、項数の表示、表現の修正・統一等の変更を行うとともに、条文および章の新設・削除にもない、条数・章数を変更するものです。

2. 変更の内容

現行定款および定款変更案は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案	変更の理由
<p>第1章 総 則</p>	<p>第1章 総 則</p>	
<p>【商号】 第1条 当社は、株式会社ウェザーニューズ（英文名ではWEATHERNEWS INC.）と称する。</p>	<p>【商号】 第1条 当社は、株式会社ウェザーニューズと称し、英文ではWEATHERNEWS INC.と表示する。</p>	<p>・表現の一部を改めるものであります。</p>
<p>【目的】 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>	<p>【目的】 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>	<p>・当社事業の現状を踏まえ、事業目的を整理するとともに、記載順序・表現を整理・簡略化するものであります。</p>
<p><u>1、日本国内の気象の観測、データ収集、解析、予報ならびにその提供業務</u></p>	<p><u>(1)全世界の気象・海象・水象・地象の観測・データ収集・解析・予報およびその提供、ならびにこれら原材料を活用した対応策コンテンツの企画・制作・販売業務</u></p>	
<p><u>2、世界の気象の観測、データ収集、解析、予報ならびにその提供業務</u></p>	<p><u>(2)気象・海象・水象・地象の観測・データ・予報を軸として、船舶の配船や運航、油井掘削、原油採掘、海洋土木、構築物の海上輸送、漁業などの海洋に関わる活動を安全・効率的・計画的に行うための対応策コンテンツの企画・制作・販売業務</u></p>	
<p><u>3、総合気象情報データベースサービス業務</u></p>	<p><u>(3)気象・海象・水象・地象の観測・データ・予報を軸として、航空機の運航などの空に関わる活動を安全・効率的・計画的に行うための対応策コンテンツの企画・制作・販売業務</u></p>	
<p><u>4、気象情報、環境に関する情報、アウトドア情報に関する情報処理サービスの提供ならびにこれに伴うコンピュータ端末機器の売買および賃貸借</u></p>	<p><u>(4)気象・海象・水象・地象の観測・データ・予報を軸として、道路・鉄道・電力・ガス・通信等のインフラの運営・管理・保守、ダム・河川の管理、国や自治体の防災業務、貨物自動車の運行、工場の操業、建設土木工事の操業、農業、</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案	変更の理由
<p><u>5、前号のサービスに関連するプログラム開発業務およびそれに伴う教育、訓練、コンサルタント業務</u></p> <p><u>6、コンピューターハードウェア・ソフトウェアの開発業務</u></p> <p><u>7、コンピューターシステム設計およびプログラム受託</u></p> <p><u>8、農業気象・産業気象・工業気象・航空気象の観測、データの収集、解析、予報ならびに提供業務</u></p>	<p><u>ビルの管理、テーマパークの運営、イベント興行などの陸上にて行われる活動を安全・効率的・計画的に行うための対応策コンテンツの企画・制作・販売業務</u></p> <p>(5) <u>気象の観測・データ・予報を活用した、商品企画・仕入・販売・在庫計画等に係る意志決定を支援する対応策コンテンツの企画・制作・販売業務</u></p> <p>(6) <u>気象・海象・水象・地象の観測データ、長期にわたり蓄積された観測データのデータベース、研究者から集めた長期気象予報に関する見解等のコンテンツの配信・販売業務</u></p> <p>(7) <u>気象・海象・水象・地象を軸とする個人向けコンテンツの企画・制作・販売業務および、それらのコンテンツの放送事業者・新聞業者・出版業者等への配信業務</u></p> <p>(8) <u>有料会員を対象とした、気象・海象・水象・地象を軸とする、双方向性コンテンツの情報共有化システムの運営、会員のコンテンツ発表機会の提供、コンテンツ作成への会員参加機会の提供、集会施設の利用権の提供、セミナーや講演会への参加機会の提供</u></p>	

現行定款	変更案	変更の理由
<u>9、気象情報、環境に関する情報、アウトドア情報を商品企画、仕入、製造、販売、在庫計画等に活用するための調査、研究ならびにコンサルティング業務</u>	(9)放送法に基づく一般放送事業	
<u>10、防災システムに関する調査、研究ならびにコンサルティング業務</u>	(10)電気工事業および電気通信工事業	
<u>11、気象、水象、地象に関する調査、研究ならびにコンサルティング業務</u>	(11)前1号から10号に関連する調査・研究・コンサルティング業務	
<u>12、人工知能(人間のような知能を持った機械をコンピューター技術を用いて創造すること)に関する調査、研究ならびにコンサルティング業務</u>	(12)コンピューターハードウェア・コンピューター周辺機器・放送用電子機器・気象用観測機器の開発・製造・販売・賃貸、コンピュータソフトウェアの開発・販売、およびこれらに関連する教育・訓練業務	
<u>13、出版物の編集および発行業務</u>	(13)不動産賃貸業	
<u>14、気象情報、環境に関する情報、アウトドア情報に関する企画、宣伝ならびに商品開発業務</u>	(14)前各号に付帯する一切の業務	
<u>15、気象番組出演サービス業務</u>		
<u>16、放送法に基づく一般放送事業</u>		
<u>17、放送番組、録音および録画物の制作、販売、配給に関する業務</u>		
<u>18、放送関連技術の開発ならびに指導</u>		
<u>19、著作物・商標を複製、使用した録音・録画テープ、ビデオディスク、シーディーロム、日用品雑貨、スポーツ用品、衣類、飲食物の販売</u>		
<u>20、放送用絵柄送り出し機器の製造、販売ならびに輸出入業務</u>		
<u>21、気象用観測機器の製造、販売ならびに輸出入業務</u>		

現行定款	変更案	変更の理由
<p>22、<u>衛星を利用する移動体位置測定装置の製造、販売ならびに輸出入業務</u></p> <p>23、<u>衛星を利用する精密測量装置の製造、販売ならびに輸出入業務</u></p> <p>24、<u>衛星を利用する精密時刻同期および周波数計測装置の製造、販売ならびに輸出入業務</u></p> <p>25、<u>衛星を利用する測位装置の相手先商標製品製造、相手先ブランド販売、ならびに輸出入業務</u></p> <p>26、<u>地図データの制作、販売ならびに輸出入業務</u></p> <p>27、<u>衛星の精密軌道暦計算プログラムと計算データの制作、販売ならびに輸出入業務</u></p> <p>28、<u>コンピューター、測位装置、その他関連機器のリースおよびレンタル、割賦販売、売買ならびにその仲介業</u></p> <p>29、<u>上記各号に関する関連（周辺）機器の製造、販売ならびに輸出入業務</u></p> <p>30、<u>上記各号に関する関連（周辺）機器およびソフトウェアの作成、販売ならびに輸出入業務</u></p> <p>31、<u>上記各号に関するソフトウェアの開発、販売ならびに輸出入業務</u></p> <p>32、<u>電気工事業および電気通信工事業</u></p> <p>33、<u>不動産賃貸業務</u></p> <p>34、<u>上記に関連または付帯する一切の業務</u></p> <p>【本店の所在地】 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p>	<p>【本店の所在地】 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p>	

現行定款	変更案	変更の理由
<p>(新設)</p> <p>【公告の方法】 第4条 当社の公告は、電子公告により行う。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載してする。</p> <p>第2章 株式</p> <p>【発行する株式の総数並びに1単元の株式の数および単元未満株券の不発行】 第5条 当社の発行する株式の総数は、47,000,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(新設)</p> <p>2、当社の1単元の株式の数は、100株とする。 3、当社は1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</p>	<p>【機 関】 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>【公告方法】 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株式</p> <p>【発行可能株式総数】 第6条 当社の発行可能株式総数は、47,000,000株とする。</p> <p>【株券の発行】 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>【単元株式数および単元未満株券の不発行】 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 2、当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整備法により、会社法施行の際に当社定款に定めがあるものとみなされている事項について、定めるものです。 ・会社法の用語に合わせ変更するものです。 ・会社法の用語に合わせ変更するものです。 ・整備法により、会社法施行の際に当社定款に定めがあるものとみなされている事項について、条文を新設するものです。 ・会社法の用語に合わせ変更するものです。

現行定款	変更案	変更の理由
<p>【自己株式の取得】 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>【単元未満株式の買増し】 第7条 当社の単元未満株式を有する株主および実質株主は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>【名義書換代理人】 第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。<u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u></p>	<p>【自己の株式の取得】 第9条 当社は、<u>取締役会の決議をもって自己の株式を市場取引等により取得することができる。</u></p> <p>【単元未満株式についての権利】 第10条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (3) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>【単元未満株式の買増し】 第11条 当社の単元未満株式を有する株主は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を請求することができる。</u></p> <p>【株主名簿管理人】 第12条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法の用語に合わせ変更するものです。 ・単元未満株主が行使することができる権利の範囲を定める規定を新設するものです。 〔御参考〕 会社法第189条第2項各号に定める権利 株式無償割当を受ける権利 単元未満株式を買い取ることを請求する権利 残余財産の分配を受ける権利 定款・株主名簿の閲覧等請求権 剰余金の配当を受ける権利 組織再編行為により金銭等の交付を受ける権利 等 ・会社法の用語に合わせ変更するものです。 ・整備法により、会社法施行の際に当社定款に定めがあるものとみなされている事項を記載するものです。

現行定款	変更案	変更の理由
<p>2、<u>当会社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務はすべて名義書換代理人に取扱わせ、当会社ではこれを取扱わない。</u></p> <p>【株式取扱規則】 <u>第9条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する請求、届出の手続きおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>【基準日】 <u>第10条 当会社は、毎営業年度末日現在における株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その年度の定時株主総会において、株主の権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2、<u>前項の場合のほか、株主または登録された質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、取締役会の決議により、基準日を定めることができる。この場合には、基準日を2週間前に公告するものとする。</u></p>	<p>2、<u>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>【株式取扱規程】 <u>第13条 当会社の株式に関する事項は、本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法の用語に合わせ変更し、かつ、記載を簡略化するものです。 ・変更案第15条に移設するため、削除するものです。

現 行 定 款	変 更 案	変更の理由
<p>第3章 株主総会</p> <p>【招集】 第11条 当会社の定時株主総会は、毎年8月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>2. 株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか、千葉市において開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>【招集権者および議長】 第12条 株主総会は取締役会長または取締役社長が招集し、議長は取締役会長または取締役社長がこれに当たる。取締役会長および取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>【招集】 第14条 当会社の定時株主総会は、毎年8月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>2. 株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか、千葉市において開催することができる。</p> <p>【定時株主総会の基準日】 第15条 <u>前条の定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録の議決権を有する株主とする。</u></p> <p>【招集権者および議長】 第16条 株主総会は取締役会長または取締役社長が招集し、議長は取締役会長または取締役社長がこれに当たる。取締役会長および取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】 第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>・ 現行定款第10条の定めを会社法の用語に合せ変更し、かつ、記載を簡略化するものです。</p> <p>・ 株主総会参考書類等に記載または表示すべき事項に係わる情報を、インターネットを利用する方法で開示することが可能となったことにともない、情報開示を充実させるため、条文を新設するものです。</p>

現 行 定 款	変 更 案	変更の理由
<p>【決議の方法】</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>【議決権の代理行使】</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>前項の場合には、株主総会ごとに、代理権を証する書面を提出することを要する。</u></p> <p>【議事録】</p> <p>第15条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. <u>株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</u></p>	<p>【決議の方法】</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>【議決権の代理行使】</p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>【議事録】</p> <p>第20条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果並びにその他の法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、<u>10年間本店に備え置き、その写しを5年間支店に備え置く。</u> (削除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法の用語と引用条文の変更にあわせ変更するものです。 ・株主が議決権を代理行使する場合の代理人の人数を1名とするものです。 ・会社法の定めに従い、株主総会議事録に記載する事項等について、所要の変更をし、かつ、記載を簡略化するものです。

現 行 定 款	変 更 案	変更の理由
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>【取締役の員数】 第16条 当社の取締役は15名以内とする。</p> <p>【取締役の選任】 第17条 当社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の議決によって選任する。 2、取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>【取締役の任期】 第18条 取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2、補欠または増員で就任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>【取締役会の招集および議長】 第19条 取締役会は、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>【取締役会および取締役の員数】 第21条 当社は、15名以内の取締役および取締役会を置く。</p> <p>【選任方法】 第22条 取締役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>【任 期】 第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)</p> <p>【取締役会の招集権者および議長】 第24条 取締役会は、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整備法により、会社法施行の際に当社定款に定めがあるものとみなされている事項について、定めるものです。 ・会社法の用語に合わせ変更するものです。 ・会社法の用語に合わせ変更するものです。 ・取締役の任期が1年であることにより削除するものです。

現 行 定 款	変 更 案	変更の理由
<p><u>2、取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>【代表取締役および役付取締役】 第20条 当社は、取締役会の決議により、取締役の中より取締役社長1名を、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができるものとする。</p> <p><u>2、会社を代表する取締役は、取締役会の決議をもって定める。</u></p> <p>【業務執行】 第21条 <u>取締役社長は当社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役および常務取締役は、取締役社長を補佐してその業務を分掌する。</u></p> <p><u>2、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役がその職務を代行する。</u></p> <p>【取締役会の決議】 第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。</p>	<p>【<u>取締役会の招集通知</u>】 第25条 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>【代表取締役および役付取締役】 第26条 当社は、取締役会の決議により、取締役の中より取締役社長1名を、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができるものとする。</p> <p><u>2、当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>【取締役会の決議】 第27条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法の用語に合わせ変更するものです。 ・表現の一部を改めるものであります。 ・定款規定の簡略化のため削除するものです。 ・会社法の用語に合わせ変更するものです。

現 行 定 款	変 更 案	変更の理由
<p>(新設)</p> <p>【取締役会の議事録】 第23条 <u>取締役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長並びに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>2、<u>取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u></p> <p>【取締役会規則】 第24条 <u>取締役会に関する事項については、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>【報酬】 第25条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>【取締役の責任免除】 第26条 <u>当社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>【取締役会の決議の省略】 第28条 <u>当社は、議決に加わることのできる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>【議事録】 第29条 <u>取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名を行い、10年間本店に備え置く。</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>【報酬等】 第30条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>【取締役の責任免除】 第31条 <u>当社は、取締役会の決議によって、法令の定める限度において、取締役（取締役であった者を含む。）の責任を免除することができる。</u> <u>当社は、社外取締役との間で、法令の定める限度まで、社外取締役の責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会が開催できない場合等の緊急時に備えて、取締役の全員による同意の意思表示等の要件を充たす場合には取締役会の決議の省略を可能とするため、条文を新設するものです。 会社法の定めに従い、取締役会議事録に記載する事項等について、所要の変更をし、かつ、記載を簡略化するものです。 変更案第33条に移設するため、削除するものです。 会社法の用語に合わせ変更するものです。 会社法の定めにあわせ変更するものであります。

現 行 定 款	変 更 案	変更の理由
<p>2、<u>当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>【顧問】 第27条 取締役会は、その決議をもって顧問若干名を選任することができる。顧問は、当会社の業務に関し、社長の諮問に応じるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>【監査役の員数】 第28条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>【監査役の選任】 第29条 <u>当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の議決によって選任する。</u></p> <p>【監査役の任期】 第30条 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(削除)</p> <p>【顧問】 第32条 取締役会は、その決議をもって顧問若干名を選任することができる。顧問は、当会社の業務に関し、社長の諮問に応じるものとする。</p> <p>【取締役会規程】 第33条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>【監査役会および監査役の員数】 第34条 <u>当社は、4名以内の監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>【選任方法】 第35条 <u>監査役を選任する株主総会の議決は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>【任期】 第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社外取締役との間で締結する責任限定契約の賠償責任限度額の上限を撤廃し、法令の限度額とするものであります。 ・現行定款第24条の定めを移設するものです。 ・整備法により、会社法施行の際に当社定款に定めがあるものとみなされている事項について、定めるものです。 ・会社法の用語に合わせ変更するものです。 ・会社法の用語に合わせ変更するものです。

現 行 定 款	変 更 案	変更の理由
<p>2、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>【常勤監査役】 第31条 監査役はその互選により常勤監査役を1名以上おこななければならない。</p> <p>【監査役会の招集】 第32条 監査役会の招集は、各監査役に対し会日の3日前までにその通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2、<u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>【監査役会の決議方法】 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>【監査役会の議事録】 第34条 監査役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>【監査役会規則】 第35条 監査役会に関する事項については、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>2、<u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>【常勤の監査役】 第37条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>【監査役会の招集通知】 第38条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (削除)</p> <p>【監査役会の決議方法】 第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>【議事録】 第40条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名を行い、10年間本店に備え置く。</u> (削除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法の用語に合わせ変更するものです。 ・会社法の用語に合わせ変更するものです。 ・定款規定の簡略化のため削除するものです。 ・会社法の用語に合わせ変更するものです。 ・変更案第43条に移設するため、削除するものです。

現 行 定 款	変 更 案	変更の理由
<p>【報酬】 第36条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>【監査役の責任免除】 第37条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>【営業年度】 第38条 当社の営業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。</p>	<p>【報酬等】 第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>【監査役の責任免除】 第42条 当社は、<u>取締役会の決議によって、法令の定める限度において、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を免除することができる。</u> 当社は、<u>社外監査役との間で、法令の定める限度まで、社外監査役の責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>【監査役会規程】 第43条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>【会計監査人の選任】 第44条 <u>当社は、会計監査人を置くものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>【事業年度】 第45条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法の定めに合わせて変更するものであります。 ・現行定款第35条の定めを移設するものです。 ・整備法により定款に定めがあるものとみなされている事項について記載するものです。 ・会社法の用語に合わせて変更するものです。

現 行 定 款	変 更 案	変更の理由
<p>【利益配当】 第39条 <u>利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録された質権者に対し、株主総会の決議によりこれを支払う。</u></p> <p>【中間配当の支払】 第40条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年11月30日現在の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主、または登録された質権者に対して商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下中間配当という）をすることができる。</u></p> <p>【配当金の除斥期間】 第41条 <u>利益配当金、および中間配当金が支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p>【剰余金の配当の基準日】 第46条 <u>当社は、株主総会の決議によって、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当をする。</u></p> <p>【中間配当金】 第47条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>【配当金の除斥期間】 第48条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法の用語に合わせ変更、および基準日に係る記載を明確にするものです。 ・会社法の用語に合わせ変更するものです。 ・会社法施行により、金銭以外の財産による配当が可能となったことから、所要の変更を行うものです。

第3号議案 取締役9名選任の件

当社は、取締役の事業年度ごとの業績目標に対する経営責任をより明確にし、株主の皆様にご各年度毎に取締役の信任をお諮りするため、定款により取締役の任期を1年と致しております。

当定款規定にもとづき、取締役10名全員は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、あらためて取締役9名の選任をお願い致しますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者(9名)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および他の法人等の代表状況	所有する 株式の数
1	石橋博良 (昭和22年1月5日)	昭和44年3月 市立北九州大学外国語学部卒 昭和44年4月 安宅産業株式会社入社 昭和48年1月 株式会社オーシャンルーツ日本社入社 昭和49年11月 同社専務取締役 昭和51年8月 同社代表取締役 昭和61年6月 当社設立 昭和61年6月 当社代表取締役社長 平成11年8月 当社代表取締役会長兼社長(現)	2,634,000株
2	草開千仁 (昭和40年3月18日)	昭和62年3月 青山学院大学理工学部物理学科卒 昭和62年4月 当社入社 平成5年4月 当社営業本部CSS事業部長 平成5年6月 当社営業総本部航空事業部長 平成8年6月 当社防災・航空事業本部長 平成8年8月 当社取締役 平成9年8月 当社常務取締役 平成11年8月 当社代表取締役副社長(現) 平成16年4月 同上(SSB販売カンパニー・プレジデント) 平成17年8月 同上(現)	48,000株
3	湯川智夫 (昭和18年1月2日)	昭和40年3月 慶應義塾大学法学部法律学科卒 昭和40年4月 日産自動車株式会社入社 北米部 昭和50年11月 同社ベルギー駐在員事務所 昭和55年1月 同社社長付秘書課長 昭和60年7月 米国日産自動車株式会社 マーケティング・PR担当副社長 昭和63年1月 日産自動車株式会社 グローバル・モータースポーツ担当主管 平成6年2月 ダウ・コーニング・アジア株式会社入社 アジア・太平洋地域コミュニケーション担当ディレクター 平成13年11月 日本コカ・コーラ株式会社 取締役上級副社長 平成14年12月 当社入社 経営顧問 平成15年5月 当社ヨーロッパ経営統括責任者 平成15年8月 当社取締役副社長(現) 平成17年8月 同上(ヨーロッパ事業統括主責任者)(現)	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および他の法人等の代表状況		所 有 す 当 社 の 株 式 数
4	松 尾 修 吾 (昭和13年2月18日)	昭和36年3月 昭和53年8月 昭和58年8月 昭和62年2月 平成4年1月 平成8年6月 平成10年1月 平成11年6月 平成12年8月 平成13年4月	慶應義塾大学商学部卒 株式会社エピック・ソニー代表取締役専務 株式会社シービーエス・ソニー代表取締役社長 株式会社ソニー・クリエイティブプロダクツ代表取締役社長 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント代表取締役社長 同社代表取締役会長 株式会社エスエムイーグループ・マネージメント代表取締役 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント相談役 当社取締役(現) 独立行政法人国立科学博物館監事(現)	
5	井 手 義 裕 (昭和13年1月1日)	昭和36年3月 昭和36年4月 昭和38年12月 昭和51年7月 昭和62年4月 平成6年7月	慶應義塾大学商学部卒 山一證券株式会社入社 株式会社電通入社 新橋商事株式会社取締役 同社代表取締役(現) 当社取締役(現)	
6	磯 野 可 一 (昭和7年7月16日)	昭和33年3月 昭和38年3月 昭和60年8月 平成5年4月 平成10年4月 平成10年8月 平成17年3月 平成17年8月	千葉大学医学部卒業 千葉大学大学院医学研究科博士課程修了 千葉大学医学部教授 千葉大学医学部附属病院院長 千葉大学名誉教授 千葉大学学長 千葉大学学長退官 当社取締役(現)	
7	宮 部 二 朗 (昭和26年8月31日)	昭和49年3月 昭和49年4月 昭和51年6月 昭和61年6月 平成8年6月 平成8年8月 平成11年8月 平成16年4月 平成17年8月	東海大学海洋学部海洋工学科卒 日魯漁業株式会社入社 株式会社オーシャンルーツ日本社入社 当社入社 当社RCオペレーション事業本部長 当社取締役 当社常務取締役 同上(S&S運営カンパニー・プレジデント) 同上(運営・開発主責任者)(現)	44,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および他の法人等の代表状況	所有する 株式の数
8	戸村 孝 (昭和29年10月14日)	昭和53年3月 一橋大学経済学部卒 昭和53年4月 日本鋼管株式会社入社 平成3年7月 同社経理部主計室課長 平成7年7月 同社経理部管理室課長 平成11年3月 一橋大学大学院法学研究科修士課程修了 平成11年3月 当社入社 平成12年8月 当社取締役 平成13年8月 当社常務取締役 平成16年4月 同上 (F財務カンパニー・プレジデント) 平成17年8月 同上 (経理・財務主責任者) (現)	4,000株
9	志賀 康史 (昭和38年7月14日)	昭和61年3月 高千穂商科大学商学部卒 昭和61年4月 東京リコー株式会社入社 平成4年3月 当社入社 営業本部 平成11年7月 当社福岡支社支社長 平成15年6月 当社SSB販売カンパニー・グループリーダー 平成17年8月 当社取締役 (日本事業統括主責任者) (現)	4,000株

(注1) 取締役候補者松尾修吾、井手義裕および磯野可一は、社外取締役の候補者であります。

(注2) 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

当社定款の規定にもとづき、監査役伊藤潔は、本總會終結のときをもって任期満了となりますので、あらためて同氏の選任をお願い致したいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

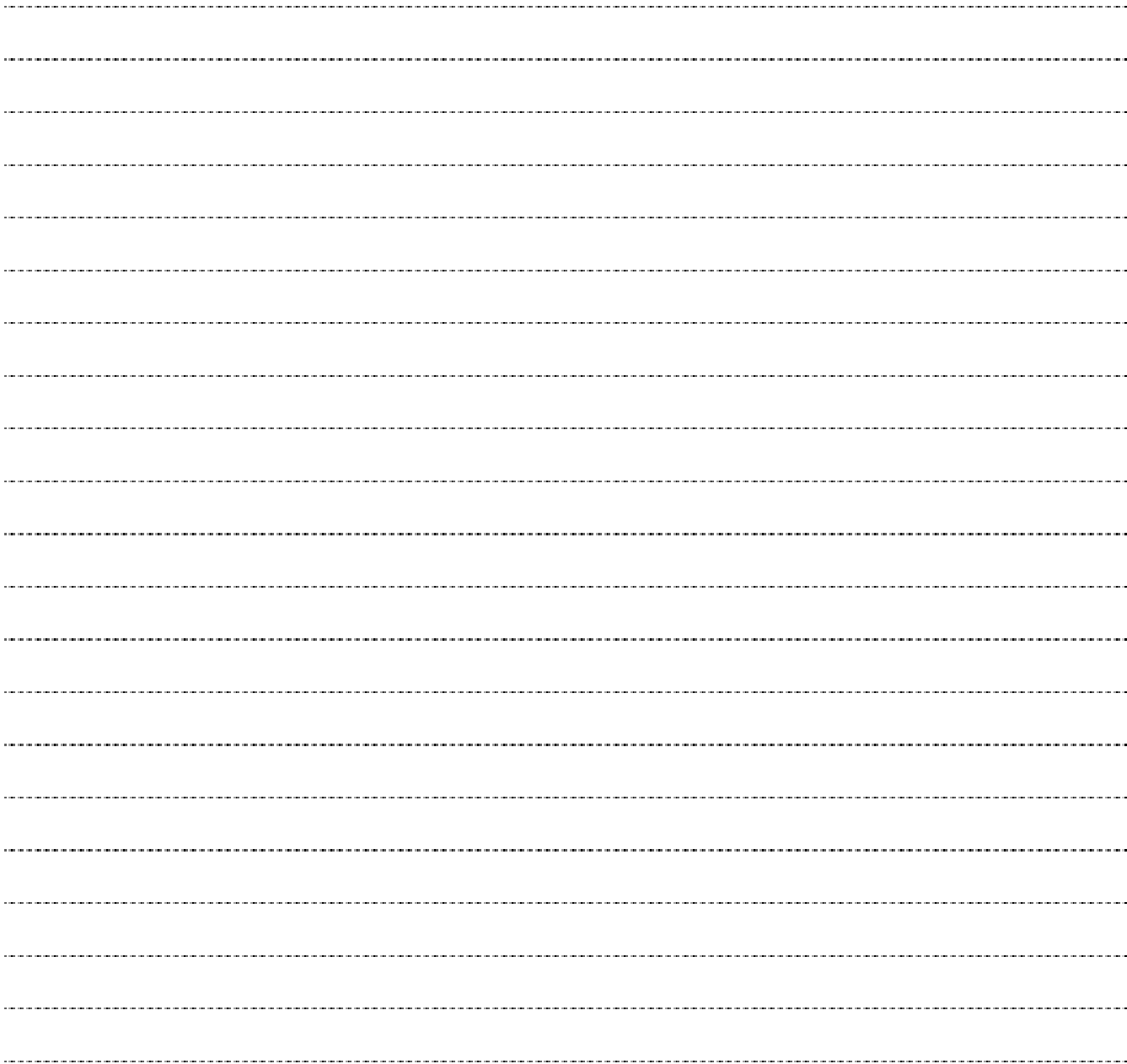
監査役候補者(1名)

氏名 (生年月日)	略歴、地位および他の法人等の代表状況		所有する 株式数
伊藤 潔 (昭和10年8月25日)	昭和34年3月 昭和34年4月 昭和60年6月 昭和62年12月 平成2年9月 平成3年6月 平成4年6月 平成5年6月 平成11年6月 平成13年6月 平成14年8月 平成15年6月	東北大学工学部精密工学科卒 株式会社第二精工舎(現セイコーインスツル株式会社)入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社代表取締役専務 同社代表取締役副社長 同社代表取締役社長 同社代表取締役相談役 同社相談役 当社監査役(現) セイコーインスツルメンツ株式会社(現セイコーインスツル株式会社)顧問(現)	

(注1) 監査役候補者伊藤潔は、社外監査役の候補者であります。

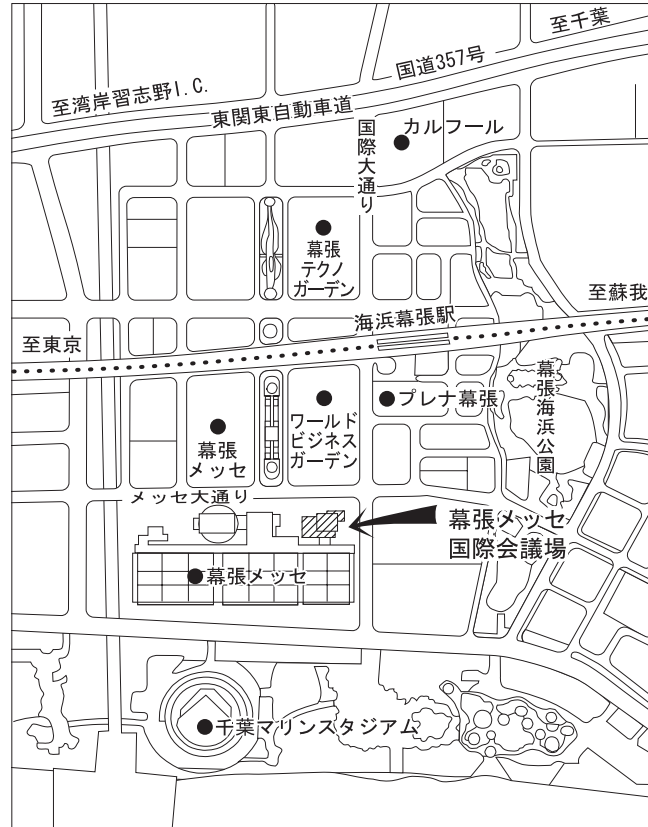
(注2) 監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

以上



第20期定時株主総会会場のご案内

幕張メッセ 国際会議場 コンベンションホール
千葉市美浜区中瀬2丁目1番地



[電車] JR京葉線「海浜幕張駅」より徒歩5分

駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。